

派遣事業に就業している会員を対象とした健康相談を始めます！

労働安全衛生法により、常時使用する労働者が50人以上いる事業所では「衛生委員会」を設置する義務があり、シルバー人材センターでいうと派遣事業(実施主体は、いきいき埼玉)に就業する会員が50人以上である場合がこれに該当します。

そのほか産業医の選任が必要で、現在いきいき埼玉を通して産業医1名を派遣していただいております。

衛生委員会では、会員の健康増進や労災の原因及び再発防止策を主に定期的に審議しておりますが、今後は会員の健康相談も併せて行いますので、お知らせいたします。

つきましては、派遣事業に就業する会員で、健康面のことで知りたいことや不安に感じていることがありましたら下記担当までご連絡ください。

なお、相談時間は1人約15分、衛生委員会で受け付ける相談は3件までとさせていただきます。希望者が多い場合は、その次の開催日以降にずれの可能性もありますので、ご了承ください。

【次回の衛生委員会開催日】 令和7年1月23日(木)午前10時30分～

会場は、わんぱくランド2階会議室

【連絡先】

深谷市シルバー人材センター事務局・福島

電話 573-3345